こんにちは、
日本共産党井上けんじです

日本共産党南地区委員会☎ 371-9164 自宅☎（F 兼）691-3323 （携帯） 090-7880-9442
日本共産党京都市会議員団 ☎２２２－３７２８ FAX ２１１－２１３０
市会議員団ホームページ http://cpgkyoto.jp/ E-mail info@cpgkyoto.jp ２０１９年８月25日号

後期高齢者医療保険料は値上げするな

＝府広域連合議会で井上議員が要求＝

８月９日、「京都府後期高齢者医療広域連合」の議会が開かれ、井上議員が、保険料の値上げはすべきでないと要求しました（左写真＝場所は四条烏丸角のビル内です）。所得や家族構成にもよりますが、被保険者によっては、今年は昨年の２倍に、更に来年は３倍への値上げも予定されているなど、とんでもありません。井上議員は、今年の３倍化を撤回するよう求めましたが、執行部は「心苦しいが既存の方針なのでやむを得ない」との答弁でした。

保険料は、①所得割＋②均等割で計算されますが、その率や額は、右下の表の通りです。政府は、均等割の減額率を、従来９割だったのに、今年は８割、来年は７割に減らす、つまり保険料を値上げするとの方針です。

②は所得が低い程負担割合が高くなりますから不平等な集め方です。所得税のように所得割一本にすべきです。

区・福祉事務所と懇談

＝南区社保協＝

８月９日、南区社会保障推進協議会の皆さんが南区役所・福祉事務所と懇談され、福祉や医療・介護にかかわる要求の実現を求められました。井上議員は、市政の動向についての資料を提供させて頂きましたが、同時刻に後期高齢者医療広域連合議会出席の為、懇談会は欠席でした。

区役所や福祉事務所からは、「国保料は安いとは思っていない。生活保護は憲法25条に基づくもの」等との答弁もありました。しかし「国保は助け合いではなく社会保障。そのことを市の発行物等でも明記すべき」との社保協からの指摘に対しては、曖昧な答弁に終始しました。「保険料や介護などは国と市の権限。区だけではご要望の実現は困難」とのことですが、私たちの立場から言えば、だからこそ各地域・区からの運動が大きな意義を持っているというべきでしょう。社保協の皆さん、ご苦労様でした。

◎７５歳以上の高齢者を対象に、「後期高齢者医療保険」が創られています。どの健康保険に入っている人も、７５歳になれば、強制的に後期高齢者医療保険に加入させられます。高齢者差別の仕組みです。

◎国でも府でも市でもなく、各都道府県内の全市町村が集まって「○○県後期高齢者医療広域連合」という団体を創り、そこが運営しています。都道府県自体は入っていませんから、京都府は構成団体ではありません。但し運営にはかかわっています（※）。

◎府内各自治体の長（京都市からは副市長）と、府から副知事が参加して（※）執行部を構成しています。今の連合長は八幡市長が選ばれています。

◎議会は、京都市議会から４人、宇治市議会から２人、それ以外の府内市町村から各１人が、各議会で選出されて集まってきます。京都市議会からは、共産・自民・公明・民主から計４人が選出されており、そのうちの共産党からの選出が井上議員です。南山城村など他に三つの自治体から共産党議員が選ばれています。

◎連合長も各議員も、住民から直接選ばれたわけではなく、間接的に選ばれてきただけで、例えば京都市で言えば、４人の議員は市議会の中で選んだだけです。

◎今の時期の前年度決算審議と、春の予算議会と、年２回しか開かれず全く形骸化しています。それでも、一部負担金の減免など、井上議員の過去の質問で制度が創られた事例もあります。

保険料計算の仕組み

２年ごとの改訂で、'18・'19 年度は同額です。今期は、一人あたり、年額
①所得割は（所得－ 33 万円）×９.３９％
②均等割は４７，８９０円、です。
必要額から補助金等を差し引いて、逆算・按分、個人単位に計算します。